

令和 8 年度第 1 回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日時	令和 8 年 5 月 14 日（木）午前 10 時 00 分から
場所	静岡県庁別館 8 階第 1 会議室 BCD（静岡市葵区追手町 9 番 6 号）
出席者 ・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）9 名 秋山信彦（会長）、岡田令子、岡村聖*、岸本年郎、竹内真一、中村雅子、坂東英代、森下祐一、横田久里子*</p> <p>※Web 参加</p> <p>○事業者 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）</p> <p>○事務局 静岡県くらし・環境部長 他</p>
会議内容	中央新幹線建設事業に係る JR 東海との対話完了の報告及び今後の対応、新たなモニタリング体制 等
配付資料	<p>令和 8 年度第 1 回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿、配席図</p> <p>【資料 1】リニア中央新幹線整備における JR 東海との対話の経緯</p> <p>【資料 2】「今後の主な対話項目」（28 項目）</p> <p>【資料 3】中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）における当社の取組について（JR 東海説明資料）</p> <p>【資料 4-1】リニア中央新幹線における今後の対応（JR 東海による対応等）</p> <p>【資料 4-2】事後調査報告書の位置付け等について</p> <p>【資料 4-3】事後調査報告書（工事着手前）の構成</p> <p>【資料 5-1】着工後のモニタリング体制について</p> <p>【資料 5-2】静岡県環境影響評価条例等の抜粋</p>

1 開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第1回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。司会を務めます、生活環境課長の加茂でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、リニア中央新幹線の品川・名古屋間の建設事業が議題となります。

この事業につきましては、環境影響評価準備書に対する知事意見に基づき設置した「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」の専門部会において、県とJR東海との間の対話が行われてきたところですが、去る3月26日の専門部会において、県とJR東海との28項目の対話が全て完了しました。

このことから、これまでの経緯や対話の結果、また今後の対応等について、皆様に御説明するため、この会議を開催させていただいたものです。開会にあたり、くらし・環境部長の杉本から御挨拶を申し上げます。

(事務局) 皆様おはようございます。くらし・環境部長の杉本でございます。本日はお忙しい中、本審査会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて先ほど、司会の挨拶もありましたけれども、リニア中央新幹線建設事業につきましては、平成23年9月に方法書が県に送付されまして、環境影響評価手続きが開始されております。その後、準備書に対する知事意見を踏まえまして設置をいたしました「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」、具体的なこの連絡会議の中に地質構造・水資源とそれから生物多様性の2つの専門部会におきまして、リニア建設事業と大井川の水資源および南アルプスの自然環境の保全との両立を図るため、科学的・工学的な見地から議論を積み重ねてまいりましたが、本年3月26日をもちまして、対話を要する28項目全ての対話が完了したところでございます。

今後は、JR東海が関係法令の手続きを経た上で、専門部会の対話の結果、JR東海が行うこととなりました環境保全措置等を具体的に実施する、そういった新たな段階へと移ってまいります。この新たな段階に進むにあたりまして、本日は、静岡県環境影響評価審査会の委員の皆様に対しまして、JR東海との対話の経緯と結果をご報告するとともに、県として今後の対応や、着工後のモニタリング体制について説明をしたいと、そういった考えからこの機会を設けさせていただきました。

県といたしましては、JR東海による環境保全措置等が適切かつ確実に実施されていくことを担保するためにも、着工後のモニタリング体制をしっかりと構築していかなければならないと考えておりますので、関係の皆様のご意見やご協力を得ながら、しっかりと対応を進めてまいりたいと考えております。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。本日の出席者につきましては、お手元の資料のとおりでございます。本日は、WEBも含め9名の委員の皆様にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた議員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、横田委員は10時20分までのご参加となります。また本日は、一部の委員がWEBでのご参加となっておりますので、委員の皆様におかれましては、発言の際は、会場のマイクをご利用いただき、初めに名前を名乗ってくださいようお願いいたします。それでは議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の秋山会長にお願いいたします。秋山会長、よろしくお願いいたします。

2 内容

(会長) 会長の秋山です。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは早速、次第に沿って会議を進めさせていただきたいと思っております。質疑については、次第の項目ごとに時間を設けたいと思っております。

初めに、次第の2の「中央新幹線建設事業に係る JR 東海との対話完了の報告」のうち、対話の経緯について県から報告をお願いいたします。

(事務局) それではお手元の資料1、「リニア中央新幹線整備における JR 東海との対話の経緯」をご覧くださいと思います。これまでの対話の経緯をご説明いたします。まず、平成25年の9月に JR 東海が環境影響評価手続きにおける準備書を公表し、大井川の流量が毎秒2 t減少する可能性が示されました。これを受けて、県はトンネル湧水の全量戻しを求めたところですが、当時は JR 東海は水は戻さない、追加対応は行わないとの見解を示していました。

その後、県は平成26年4月に中央新幹線環境保全連絡会議を設置いたしまして、10月には国が工事実施計画を認可しております。そして、平成30年の10月、JR 東海が原則としてトンネル湧水の全量を大井川へ戻す措置を実施すると表明したことを契機といたしまして、県として専門部会を設置して、対話を本格化させてまいりました。

しかし、令和元年には、JR 東海から工事中、先進坑が貫通するまでの一定期間はトンネル湧水の一部が県外へ流出し、戻せないことが示されました。これを受けて、県は JR 東海に対し、引き続き対話を要する事項として47項目を提示し説明を求めましたが、十分な回答が得られない状況でした。

このため、国が有識者会議を設置し、令和3年12月19日に中間報告を取りまとめ、この中で一定期間、県外に流出する湧水を含む全量戻しについて、JR 東海に真摯な対応を求めました。さらに、令和5年12月には、生物多様性など環境保全に関する報告書が取りまとめられました。これら国の報告書を踏まえまして、県としても、令和6年の2月に主な対話項目を28項目に再整理し、対話を再開いたしました。

その後、令和6年6月には県境付近のトンネル掘削等に伴う新たな水の流動に関して、回復措置が必要なこと等について、山梨県、JR 東海、静岡県の三者合意に至りまして、令和7年6月には、いわゆる水資源に関する対応が完了いたしました。

そして、令和8年1月には、国土交通省、JR 東海、県の三者で補償の確認書を締結いたしました。また、トンネル発生土につきましても、令和7年の6月に通常土、令和8年3月19日に要対策土の対話が完了いたしまして、3月26日に生物多様性の対話が完了したことによって、主な対話項目28項目のすべての対話が完了したという状況でございます。経緯についての説明につきましては以上になります。

続きまして、対話の完了した28項目についてとなります。お手元の資料2、「今後の主な対話項目」の1ページをご覧くださいと思います。

県が令和6年2月に、国の有識者会議の結果を踏まえて整理した対話項目は、水資源、生物多様性、トンネル発生土の3分野28項目となります。

水資源につきましては、大井川の直下をトンネルが通過するため、トンネル湧水により水が抜け

てしまう懸念から、静岡県内の山梨工区工事中の県外流出量の全量戻しやリスク管理などについて対話をいたしました。

生物多様性につきましては、リニア工事に伴う地下水位の低下や沢の流量減少により、希少な動植物等への影響が懸念されることから、沢の水生生物等への影響や回避・低減措置および代償措置などについて対話を行いました。

トンネル発生土につきましては、JR 東海が自然由来の重金属等を含む要対策土の域外搬出が難しいとして大井川上流部に集中的に置く計画を示したことから、県として厳格な対策を求めまして、発生土の適切な管理について対話を行いました。

なお、各対話項目の具体的な内容につきましては、この資料 2 の 2 ページから 5 ページまでに、まとめさせていただいておりますので後ほどご参照いただけたらと思います。

次に、6 ページをご覧くださいと思います。3 分野 28 項目の対話の結果、JR 東海が実施することとなった自然環境保全措置のポイントとなります。

水資源につきましては、田代ダム取水抑制案や導水路トンネルによるトンネル湧水の全量戻しを行うほか、突発湧水等の想定外の事態に対応するリスク管理やモニタリングを実施することとなりました。

生物多様性につきましては、南アルプスの自然環境への影響の回避・低減措置を講じるとともに、重要種の保全措置や生態系の保全・創出、南アルプスの調査研究や、持続的な利活用など、工事の影響部分のみならず、南アルプスの自然環境全体を豊かにするためのネイチャーポジティブ貢献措置を実施することとなりました。

また、環境影響の予測には不確実性があるため、モニタリングに基づく評価とフィードバックを繰り返して適宜、追加の対策を講じる順応的管理を実施することとなりました。

トンネル発生土につきましては、全ての発生土置き場についてのモニタリング、リスク管理等を実施すること、また、自然由来の重金属等を含む要対策土については、オンサイト処理による無害化、減量化や二重遮水シートと、ベントナイトシートを活用した封じ込め措置による適切な処理・管理を実施することとなりました。説明につきましては以上となります。

(会長) ありがとうございます。続いて、分野ごとの対話結果について、JR 東海からご説明をお願いいたします。

(事業者) JR 東海の永長でございます。右肩に資料 3 と書いている資料がございますので、そちらをもってご説明をいたします。まず 1 枚めくっていただいて 2 ページをご覧ください。

令和 6 年 2 月に静岡県より示された 3 分野 28 項目について、県の専門部会にて対話を重ねてまいりましたが、令和 8 年 3 月に全ての対話に区切りがついております。

本日は、水資源、トンネル発生土、生物多様性保全の各分野につきまして、専門部会における対話内容と、それを踏まえた弊社の取り組みをご説明いたします。

次の 3 ページです。まず、大井川の水資源に関する取り組みについてご説明をいたします。1 枚めくっていただければと思います。4 ページですが、トンネル掘削により生じる影響と、トンネル内の湧水の全量を大井川に戻す方策についてであります。トンネルを掘削することにより、山の中

に蓄えられていた地下水がトンネルの中に湧き出ますと、何も対策しなければ、トンネル周辺の山の中に蓄えられていた地下水が減り、川の水の減少に繋がりますが、下の図1のとおり、導水路トンネルを建設し、勾配に沿った自然流下と、ポンプ等の揚水設備を使ったポンプアップにより、トンネル内に発生する湧水を全て大井川に戻すことを原則として実施をいたします。その結果、中下流域の河川流量は維持されると考えています。

次の5ページをご覧ください。田代ダム取水抑制案についてです。前のページで申し上げました中下流域の河川流量は維持されるという解析結果は不確実性が伴うものであります。そこで、左下の図2のとおり、トンネル内の湧水が山梨県側へ流出する期間において、県外流出量と同じ量だけ、東京電力リニューアブルパワー株式会社の田代ダムにおける取水量を抑制していただくことで、トンネル内の湧水量と同量が大井川に戻す、田代ダム取水抑制案を取りまとめました。1週間ごとに取水抑制を実施することを基本として運用しまして、右の図3のとおり、取水抑制時には、大井川取水ダムの維持放流ゲートと、集水用取水口の制水ゲートを制御いたします。冬期において、取水抑制を行うことにより、東京電力リニューアブルパワーの大井川からの取水量が、発電所を安定して運転継続できる流量を下回る場合には、大井川からの取水は行わず、発電所を一時的に停止していただきます。

1枚めくっていただきまして6ページをご覧ください。トンネル掘削による大井川中下流域の影響を確かめるために、科学的な成分分析と水収支解析を実施いたしました。化学的な成分分析では、左下の図4のシュティフダイアグラムを用いました。この六角形の形の違いで、水の性質の違いがわかります。右下の図5のとおり、上流域の井戸水と流域の井戸水は水の性質が異なる一方で、下流域の井戸水と川の水は水の性質が同じでした。このことから、下流域の地下水は主に近くに降る雨や中下流域の川の水が地下に浸透したものと考えられます。また、水収支解析を行った結果、トンネル掘削による地下水位の低下は、南に行くにつれて小さくなる傾向であり、中下流域において大きな地下水位の低下を示すことはないと考えられます。これらの結果から、国の有識者会議の中間報告では、トンネル掘削による中下流域の地下水量への影響は、河川流量の季節変動や、年ごとの変動による影響に比べて極めて小さいとされています。

次の7ページをご覧ください。専門部会で対話がありました、水資源に関するリスク管理についてご説明をいたします。ポンプアップや導水路トンネルにより、トンネル湧水を大井川に戻す方策におけるリスク対応については、右の図6のフローチャートで整理をいたしました。ここで詳細な説明は割愛させていただきますが、工事前には、水収支解析の結果を踏まえて、設備計画を策定いたします。具体的には、対策が行われていない前提で、本坑、先進坑、斜坑を含めたトンネル湧水量の上限値を毎秒3立方メートル/秒と想定し、これに対応可能な釜場とポンプの容量を決定いたしました。停電時に全ての釜場で予測湧水量を30分間貯められる容量を確保し、予備の電源ポンプ処理設備も確保いたします。これらの設備計画は、工事中は、高速長尺先進ボーリング等の結果に応じて更新をしていきます。万が一、掘削工事中に湧水量が設備容量を超過した場合には、予備設備を使用する一方で、追加設備の配置と稼働を開始いたします。追加設備も含めて、湧水量が容量を超過した場合には、掘削を一時中断いたします。設備故障時や停電時には、発生から10分以内に予備設備へ切り替え、稼働を開始いたします。

1枚めくっていただきまして、8ページをご覧ください。田代ダム取水抑制案におけるリスク管

理につきまして、右の図中のフローチャートで整理をいたしました。こちらにも詳細な説明は割愛させていただきますが、トンネルの掘削に先立って、高速長尺先進ボーリングで断層帯の位置を確認し、その後、先進坑を進めて特に湧水が多い場所では、コアボーリング等で透水係数を確認します。多くのトンネル湧水が想定される範囲では、先進坑が近づいた時点で、トンネル掘削工事を一時中断し、薬液注入（プレグラウト）等を行って、トンネル湧水の低減を図った上で先進坑を掘削いたします。ボーリングの結果から、湧水量が特に多いと想定される区間の先進坑の掘削につきましては、渇水期をできるだけ避けて行うように調整をいたします。

次の9ページをご覧ください。モニタリング計画についても、専門部会で対話を行いました。トンネル掘削による変化を早期に検知するため、トンネル掘削箇所付近と中下流域に分けて、図8の時点で工事前、工事中、工事完了後にわたり、モニタリングを行います。モニタリングの地点や頻度については、今後も大井川流域市町や利水者の方々のご意見をお聞きしながら、追加変更するなど、柔軟に対応してまいります。

1枚めくっていただきまして、10ページをご覧ください。モニタリング結果の報告、公表ですが、工事中の速報値は、週1回を基本として、静岡県等に報告をいたします。主要な地点の河川流量等は、速やかにホームページで公表いたします。右下になりますが、図の9は、専門部会で対話を行いました、報告、公表の資料のイメージとなります。速報値以外については、工事中は1ヶ月ごとを基本として、静岡県等に報告し、ホームページにも公表してまいります。モニタリング結果の報告、公表の内容は、今後も地域の方々からのご意見を踏まえて、更新をいたします。

次に11ページをご覧ください。大井川中下流域の水資源の利用に影響が生じた場合の補償等についてです。本日も説明しましたとおり、静岡工区のトンネル工事においては、大井川の中下流域の水資源の利用に影響が生じることは考え難いと想定しております。一方で、中下流域はトンネル掘削箇所から大きく離れており、影響が生じるまでに長い時間がかかるのではないかとご心配を寄せられていることから、万が一影響が生じた場合の補償について、従前より、弊社の考え方をお示ししてまいりました。今年1月には、大井川の水資源をご利用になられる地域の皆様のご安心に繋がればとの考えのもとで、大井川の中下流域の水資源の利用に影響が生じた場合の補償等に関する確認書を国土交通省立会いのもと、静岡県と締結いたしました。水資源に関する取り組みのご説明については以上でございます。

1枚めくっていただきまして、ここからは、トンネル発生土の処理についてご説明をいたします。次の13ページをご覧ください。発生土置き場の全体計画をお示しいたします。静岡工区全体で約370万立方メートルのトンネル発生土を想定しており、複数の発生土置き場に盛土をいたします。左の方の図の11、12は発生土置き場の位置を示した図でありまして、右下の図、表は、その想定盛土容量となります。新たな自然改変を極力抑制するために、発生土置き場は過去に電力会社が使用した工事ヤードの跡地ですとか人工林など、できる限り選定をいたしました。一部の発生土には、重金属等含有土および酸性土が含まれている可能性があり、これらを要対策土と呼んで、重金属等が漏れ出ることがないように対策をいたします。弊社では、国土交通省マニュアル等に基づきまして、かつ実績が多く、技術的に確立された方法である二重遮水シートにて、要対策土を封じ込めて処理することを基本としております。

1枚めくっていただきまして、14ページをご覧ください。ツバクロ発生土置き場の設計・施工管

理についてであります。左下の図 13 に写真を示しておりますが、ツバクロは約 14 ヘクタールに約 360 万立方メートル、高さ約 65m の盛土を造成いたしますが、複数の置き場に発生土を分散させることで、盛土の高さをできる限り低減をしております。また、盛土に補強を施すことで、大地震時、豪雨時にも、盛土規制法の基準に求められる安全率を満たすことを確認しています。排水設備については、右下の図 14 のとおり、鉄道の技術基準に基づき設計の上で、100 年に一度の大雨を想定した表面水の排水設備を設置し、また、盛土内の水も確実に排水をいたします。なお、盛土は弊社が将来にわたり責任を持って維持管理をいたします。

次に、15 ページをご覧ください。発生土置き場の緑化計画についてです。こちら図 15 のとおり、南アルプスの在来種による緑化を、工事中も小段毎など、段階的に実施いたします。既に種子の採取や井川地区における苗木の育成を進めております。こうした緑化については、ツバクロ以外の通常土の発生土置き場についても実施をいたします。

1 枚めくっていただきまして、16 ページをご覧ください。専門部会において対話を行いました。

安全面の検討について説明をいたします。ツバクロは、盛土の規模が大きいことを考慮いたしまして、こちら左の方の図 16 に示すとおり、周辺の地形が崩壊し、さらに 100 年規模の洪水と重なった場合の影響を土石流シミュレーションにより検証いたしました。その結果、右に示す図 17 のとおり、ツバクロの有無に関わらず、下流側に土石流による被害はなく、水位もほとんど変わらないことを確認いたしました。さらに、土石流が川の流れをせき止めて、大量の水がたまった状態を仮定し、かつ、それを決壊させた場合の検証も行いましたが、ツバクロの有無による影響の違いがないことを確認いたしました。

次に 17 ページをご覧ください。要対策土に関し、量の予測や静岡工区の特長について整理しましたので、ご説明をいたします。静岡工区では、要対策土が約 5 万から 7 万立方メートル発生することを予測しておりますが、発生量や含まれる重金属等の項目には不確実性が伴います。また、右の図 19 のとおり、静岡工区は南アルプスの大井川上流部の山深い箇所で行いますので、新たに発生土を置く用地を確保することは困難であり、域外への搬出についても対応できる量に限りがございます。

1 枚めくっていただきまして、18 ページをご覧ください。静岡工区における要対策土の処理フローについてご説明をいたします。まず、各施工ヤードでは、トンネル坑口から取り出した掘削土が要対策土か否かの判定試験を 1 日に 1 回実施をいたします。試験の方法は、こちらに記載をされている 3 種類であります。その後、右の図 20 のフローのとおり運用いたしまして、オンサイト処理可能な重金属については、処理をした後に判定試験を行って、基準値を下回った土については、通常土と同様に、ツバクロ等に運搬します。一方で、重金属が濃縮された土については、域外に搬出いたします。ここに書かれていますオンサイト処理については、次のページで詳細に説明をいたします。

また、酸性土については、藤島において封じ込め処理を行います。なお、要対策土が予想と異なり、大量に発生する場合ですとか、オンサイト処理の施設の故障等により、浄化処理できない場合など、想定と異なる状況が生じた場合には、静岡県に相談の上で適切に対応してまいります。

次に、19 ページをご覧ください。

静岡工区の特長を踏まえた要対策土の処理方法についてご説明をいたします。南アルプスや大井

川流域の特性を踏まえ、また、要対策土が藤島発生土置き場の受け入れ容量を超えることに備えまして、要対策土の量をできる限り減らすために、静岡工区ではオンサイト処理、具体的には、乾式磁力選別による浄化処理となりますが、こちらの方法を、処理の一つとして採用してまいります。オンサイト処理のイメージは、左の図 21 のとおりでありまして、鉄粉により、重金属を吸着する方法となります。なお、右の図 22 のとおり、オンサイト処理は中ノ宿 3 発生土置き場において実施する計画であり、施設の設置および稼働に当たっては、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可のもと、基準に適合した対策を実施いたします。

次に、1 ページめくっていただきまして 20 ページをご覧ください。藤島発生土置き場の計画をご説明いたします。藤島発生土置き場では、一部箇所では地盤改良を実施の上で、覆土も含めて約 9 万立方メートルの盛土を造成する計画です。藤島には、左下の図 23 のとおり、要対策土を水を通さない二重遮水シートで囲い、そのシート表面は通常土で覆って、シートの劣化や、要対策土の流出防止を図ります。また、地山と遮水シートの間には、自己修復性を持つベントナイトシートを敷設する計画で、盛土施工時に要対策土に触れた雨水については、処理をした上で排水をいたします。

次に、21 ページをご覧ください。藤島発生土置き場におけるモニタリングについて、工事中は定期的に、また、災害発生時等も速やかに盛土や排水設備等の状況を点検し、崩壊等の異変を確認した際には速やかに関係者に報告して、安全確保に必要な応急措置を実施します。点検等の具体的な内容は、左下の表 3 に示すとおり、河川に放流する水の水質および地下水については、静岡県盛土環境条例等の基準に沿って放流し、定期的にモニタリングを実施します。藤島における定期管理等のイメージを、右下の図 25 に示します。放流先の河川においても、工事前、工事中、工事完了後に、水質や流量、水温、動植物の調査を実施いたします。

1 枚めくっていただきまして、22 ページをご覧ください。リスク管理についてです。専門部会では、要対策土を含む発生土置き場のリスクについて、盛土工事中、工事完成後等の各段階を想定しまして、リスクマトリクスおよび図 26、27 でお示ししております、リスクマップを用いた分析評価、対策の検討を行いました。今後、これらに基づいた対応を実施するとともに、各段階におけるモニタリングの結果等を踏まえて随時見直しを行い、リスク対策の改善に反映をしております。トンネル発生土の処理につきましては、以上でございます。

続きまして、南アルプスの生物多様性保全に向けた取り組みについて、ご説明をいたします。

1 枚めくっていただきまして 24 ページをご覧ください。ここからは南アルプスの生物多様性保全に向けた取り組みについてご説明をいたします。こちらの中では、全体としては論点が 3 つございまして、論点の 1 番目として、沢の水生生物等への影響と対策、2 番目として、高標高部の植生や湧水への影響と対策、3 番目としまして、河川本流の流量減少やトンネル湧水を河川へ放流することに伴う水質や活用等への影響と対策、こういった 3 つの論点から検討を進めてまいりました。

次に 24 ページをご覧ください。生物多様性保全に係る弊社の取り組みの概要をご説明をいたします。ただいまご説明した 3 つの論点の内容が 24 ページに記載をされております。

次に 25 ページをご覧ください。1 番目の論点、沢の水生生物への影響と対策に関して、トンネル工事による影響の予測評価を行った結果について、ご説明いたします。沢の水生生物は、小滝や淵といった生息場に依存した分布を示すことから、左の写真のような衛星画像を用いて、生息場がどうなっているかを画像で判定して、沢の流量が多い時期と少ない時期の結果を比較することで、流

量が変化した場合に、生息場がどのように変化するかを推定し、トンネル掘削による沢の流量減少に伴う水生生物への影響を予測いたしました。こちらの写真、図 28 であります。蛇抜沢と呼ばれる沢の衛星画像の判定結果でありまして、濃い青色で示す部分が、小滝、赤色で示す部分が淵を表しています。右下の表 4 ですが、こちらは判定した結果を合計して表に表したものとなります。

こちら合計の水量だけではなく、生息場の構成割合の変化についても確認をいたしまして、生物調査の結果とあわせて、影響の方を確認をしております。

1 枚めくっていただきまして 26 ページをご覧ください。沢の植生に関する予測評価について説明をいたします。こちら真ん中の図 29 になりますが、解析モデルによりますトンネル掘削前とトンネル掘削後、これは薬液注入のない場合であります。その結果を比較することによりまして、現時点で想定される植生への影響面積を算出いたしました。トンネル掘削による沢の流量減少に伴う植物への影響をお示しいたしました。こちらにあるデータは、全て蛇抜沢というところの例でございますけれども、左の方のグラフの左側がトンネル掘削前、その右側が薬液注入なしでトンネル掘削したときの予測でございます。こちらの黄色の線で囲った部分をご覧くださいまして、青色のマッドで囲った部分が、少し右の方が減少しております。地下水が減少する影響の様子を確認できます。右の写真については、こちらの先ほどの解析結果を航空写真と重ね合わせたものでありまして、実際にその影響が及ぼすと予測される範囲がどのような植生になっているだろうということを確認することができまして、そちらの面積として最大量をまとめたものが下の図 5 になっているという繋がりでございます。

続きまして、27 ページをご覧ください。上流域調査の結果を踏まえた重要種・指標種の選定についてであります。これまで 33 の沢において、動植物の生息生育状況の調査を実施してまいりましたが、動植物の影響予測やモニタリング計画をさらに深度化するために、11 の沢においても、これまでの調査地点よりもさらに上流での動植物の生息生育状況調査を実施し、その結果と、これまでに実施してきた調査結果をもとにしまして、今後のモニタリングで着目すべき動植物を決定してまいりました。左側の図 31 に調査した沢の位置を示しております。右側の写真にありますように、こちらの調査の様子についてお示しをしたものであります。今後は、トンネル掘削による影響を確認するために、工事前、工事中、工事完了後にわたり、こうした動植物のモニタリングを継続してまいります。

続いて、1 枚めくっていただきまして、28 ページをご覧ください。薬液注入による沢、河川本流の流量減少に対する措置およびリスク管理についてであります。右の図 36 に示しますように、高速長尺先進ボーリング等の地質調査により、前方の地層や湧水の状況、まず掘削を行う前に確認をした上で、必要な場合には、その下の図 37 になりますが、薬液注入のプレグラウトを実施してから、トンネルを掘りまして、トンネル湧水の量を減らして河川本流や沢の流量への影響を低減してまいります。薬液注入を実施する際には、左側のフローに基づいて実施をしております。トンネル湧水の放流先の河川ですとか、地下水の観測箇所におきましては、水素イオン濃度 pH を測定して、薬液注入による水質への影響を確認いたします。掘削後にトンネル湧水が増加する期間があった場合などには、当該箇所の状態、あるいはトンネル内の安全性等の諸条件をもとにしまして、ポストグラウトの実施を検討いたします。

次に 29 ページをご覧ください。2 番目の論点であります高標高部の植生や湧水への影響対策につ

いての話となります。まず、千枚小屋付近の一年中枯れない湧水等の供給経路の検討結果をお示しして、もちろん左下の図に、湧水の水質等について、成分分析を行った結果を示しております。

先ほど下流域でやったような分析と同じようなものになっておりまして、赤や青の線で囲まれた図形の大きさが溶存しているイオンの量を示します。一般的に地下深くの水ほど多くのイオンを含んでいるため、この大きさが大きくなる傾向があります。赤で示した、トンネル掘削深度付近の地下の深い水と比べまして、青で示した高標高部の各湧水については、大きさが小さく、両者は異なる傾向を示していることから、トンネル掘削箇所付近の水が流出している可能性は低いと考えられます。千枚小屋南側における地質調査等の結果から、同箇所の湧水は浸透した降雨が、地表面付近の水を通しにくい、シルト層の上部を流れて、湧出していると考えられます。この辺りの地層については、右の図 39 のような形で調査をしています。以上のようなことから、トンネル掘削箇所付近の地下水位が低下したとしても高標高部の湧水に影響が及ぶ可能性は小さいと考えられますが、今後も千枚小屋付近の北側、南側に加えて、荒川小屋、高山裏避難小屋及び伝付峠付近の湧水についてもモニタリングを継続してまいります。

次に 1 枚めくっていただきまして、30 ページをご覧ください。ここから 3 つ目の論点となります。河川本流の流量減少やトンネル湧水を河川へ放流することに伴う水質や水温等への影響と対策に関しまして、榎島より上流の河川本流の流量減少に伴う保全措置を示しております。田代ダムより下流の河川流量については、大井川水利流量調整協議会で合意をした河川維持流量に基づき、長年にわたり管理されてきた経緯があります。田代ダム地点における河川流量の減少量を推定した結果によりますと、こちらの表の 6 に示しておりますが、各時期区分において推定される最小流量であっても、田代ダム地点での河川流量は確保される検討となっており、トンネル掘削完了後の恒常時においても、現況の流況は維持されると考えておりますが、河川流量のモニタリング結果によっては、必要に応じて、西俣や千石からのトンネル湧水の放流を検討いたします。その上で、一番下のポツのように、トンネル掘削中、トンネル掘削完了後にわたり、放流前のトンネル湧水量、放流箇所下流の河川流量をモニタリングするとともに、トンネル湧水の放流箇所下流での水生生物の生息生育状況、四季にあたる調査実施をすることで、環境の変化や水生生物の生息生育状況の変化を確認いたします。

次に 31 ページをご覧ください。水の濁り、水温等による底生動物等への影響と回避・低減措置についてご説明いたします。水の濁りに対しては、掘削により発生する切羽付近の濁水と、切羽後方の濁りが少ないトンネル湧水を分離して使いまして、濁水として処理をする水量の低減を図るとともに、従来の濁水処理設備に加えて、砂ろ過装置で処理をすることにより、さらに濁りを低減させて、放流口で、SS=6mg/L を基準値として管理をいたします。自然由来の重金属等に対しても、できる限り大井川の良い水質を保持するため、処理施設で低減処理を行い、河川内で環境基準以下となるように管理をいたします。水温に対しては、できる限り、現況の河川水温に近づけることを目標としてトンネル湧水の量を低減していく対策、薬液注入を実施するために、河川水温の推定値を薬液注入管理値として設定をいたしまして、低減効果を水温の面から確認をいたします。さらに小さい沈砂池等で外気に曝す、放流口等において減勢工を設けるなどの対策も実施をいたします。

続いて 1 枚めくっていただきまして、30 ページをご覧ください。水の濁りや水温等のモニタリングについてのご説明となります。トンネル掘削による影響を確認するため、工事前、工事中、工事完

了後にわたり、各ヤードにおいてモニタリングを継続いたします。こちら図 40 に示しておりますが、西俣ヤード付近でのモニタリングの一部を示しているものであります。トンネル湧水や放流先河川の水だけではなく、生物の調査を行う計画です。モニタリングの結果は、静岡県、静岡市、専門家等に報告するとともに、公表いたしまして、保全措置やモニタリング等も含めた順応的管理に活用をしております。

次に 33 ページをご覧ください。ここからは、南アルプスのネイチャーポジティブに貢献する取り組みについてご説明をいたします。対話の中では、代償措置という対話項目として議論をした内容です。従来の代償措置の考え方は、上の方にお示ししているとおりでありますが、今回、対話を重ねていく中で、矢印の下のように考え方を整理いたしました。ネイチャーポジティブ貢献措置として、トンネル掘削工事により損なわれる自然環境に対して、回避・低減措置を講じるとともに、従来の代償措置や生物多様性オフセットの考え方に基づく取り組み、こちら自然環境保全・創出措置と呼びますが、それを実施するのみならず、南アルプス全域の自然環境に対して、その保全や調査・研究並びに持続的な利活用への支援、ここでは調査研究、利活用推進活動といいますが、その活動を実施いたします。現状において、南アルプスの自然環境が抱える課題も踏まえ、これらへの取り組みを実施することで、南アルプスのネイチャーポジティブに貢献をいたします。なお、各取り組みについては、弊社のみならず、静岡県・静岡市をはじめ、関係する皆様と協力、または委託するなどして実施することを考えております。

次に、1 枚めくっていただきまして、34 ページをご覧ください。こちらは南アルプスのネイチャーポジティブに貢献する取り組みの具体的な内容をお示しいたします。上段には、自然環境保全・創出措置の例を示しております。左側については重要種の保全に関する取り組みの例です。また右側、シカの侵入を防ぐ柵の設置など、動植物の生息生育場の保全、創出例を示しております。下の方に示す調査研究、利活用推進活動の例としては、南アルプスの自然環境の保全や利活用に関する調査研究等の方も、気象データの蓄積や気象変動の影響調査へのご協力などが挙げられます。

次に、35 ページをご覧ください。こちらの突発的な事態への対策として考えている、順応的管理についてであります。管理の仕方については、こちら左側の図 43 に示すとおり、まず包括的目標を決めた上で、それを達成するための具体的な行動計画を策定いたします。その後、具体的な行動計画が適切に実行されていることを確認するために必要な確認項目や判断基準を管理フローとして整理をして、必要に応じて見直しを行いながら、事業全体として包括的目標を達成できるよう、順応的に管理いたします。次の図 36 には、例として、沢の流量減少による水生生物への影響についての管理フローをお示ししています。こちらちょっと字も小さいので内容の説明は割愛させていただきますが、高速長尺先進ボーリングの結果を受けて、事前に薬液注入を計画していくことや、施工時のモニタリング結果を受けた対応などを整理しております。こうしたフローを各項目について整理をしているところでございます。生物多様性の保全についてのご説明は以上になります。

本日ご説明させていただいた内容を確実に実施いたしまして、地域の皆様のご理解とご協力を得られるよう、真摯に取り組んでまいります。長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは対話完了についての説明内容等についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

私の方から、質問させていただきます。今ご説明いただきましたが、トンネルの中の漏水した水というのは、全量が大井川に戻されるということだったのですが、最後の項目の生物多様性のところに非常に関係するのですけれども、漏水するということは結局、河川水、トンネルの上、もしくは直上じゃなくても、今回ここで示されたのは山の上の方の湧水は、トンネル内の湧水とは直接関係がないよという話ですが、トンネル内に漏水しているということは、どこからか水が来なければ、水が漏れるわけないですから、当然、山の上で基本的には大気中の水が浸透しているわけで、そうすると、やはりその上流域の河川特にこういったところでは、沢で非常に水量も少ないところが多いのですけれども、ヤマトイワナはそういったところで、一定量の水量があれば、河川の中を移動できるのですが、そういったことができなくなるような水量の低下ということも、起こり得ると思うのですよ。その辺のモニタリングというのは検討されるのかなというのが、一つお聞きしたいと思いました。

(事業者) ご質問ありがとうございます。今回、この資料の中でいきますと 25 ページのところでの水生生物に対する影響ということで、面積的な話ではございますけれども、この流量減少の予測とか、データを出すものの一環として出しています。お話いただいたような魚類、特にヤマトイワナのように比較的水深の必要な種について我々重要な種だという認識は持っております。上流域については、まず樫島上流を含めた 33 沢について、沢の中での生物の調査を行っております。また、今回の静岡県さんからルートをご提示いただいて、その中で 11 沢については、より上流の各沢の源流に近い位置に向かっての調査というものを行ってきております。その中で、今お話いただいたヤマトイワナについても見つかっているところではありますけれども、その 11 沢の中でも流量の減少が予測されている沢は 8 つございますのでその沢については、ヤマトイワナが生息している位置によっては影響が生じるかもしれないということで、どの範囲に生息しているかということを確認するべく、今後は生息範囲の特定というものに取り組んでいくということを専門部会でもご説明しています。具体的には、下流では見つかったものの、上流に入ったところでは見つからないということでございます。その間のどこかにいるであろう、それが流量減少したときの水位線の下がり具合等のバランスで影響出る出ないで決まりますので、その境を見つけるんだという意見を専門部会からもいただいておりますのでそれに対応する調査を行っていこうと思っています。

(会長) はいわかりました。もう最後のヤマトイワナの生息地ですので、ぜひ残していただくようお願いいたします。もう一点、今ちょうどその 25 ページのところでは航空写真で、早瀬とか、淵とか、特定されてるということですが、もうこの辺の沢になると、ほぼみんな AA 型の河川だと思うのですよね。そうすると、実際に例えば BB 型とか BC 型であれば、淵っていうのがわかりやすいと思うのですが、AA 型の場合、これ本当に淵なのかちゃんとこの写真から判断できてるのかなってちょっとこれが疑問だったのですけど。

(事業者) ありがとうございます。全ての箇所ということではありませんしお話いただいたとおり、本当に淵なのか例えば滝壺のような状況で流れはあるのかということの区別というものをごまできてきているかということについては、若干不確かなところがあります。あくまでも衛星画

像を使っておりますので不確かなところがあるということは認識しています。今回我々がここで行ったものは、輝度を用いての画像判定を行っております。簡単に言いますと、流れの速いところであれば白波が立ちますので、白の方が一番輝度が高くなりますので、淵を判定したというよりはそういう意味では滝、早瀬の部分を抽出していった残りの部分について色が暗くなっていくところと、あの下テクスチャーが見えるところであの色の場合は変わりますので平瀬と淵が分別されていったというのが、ざっとした分類の仕方にはなりますけれども、それらを分析したときにこの上流域の調査に行く際に周辺がどのような状況にあるかということに合わせて写真を撮ったり現地を確認したりして、できる限り現地と照らし合わせが行えるように確認をしておりますので、流れが緩やかそうと判定したところが比較的緩やかであったところ行ける範囲では見たりはしてきているところがございますが、入りきれてない場所もございますのでそういったところについてはあくまでも推定にはなるということですので。ただ、今回ここで行ったものは細かく生息場所を一つ一つ、この沢のここが淵である、ここが小滝であるということを見つけ出したというよりは、流量の変化に伴って、水位差はどこまで下がるかということは解析モデルで出るのですけれども、底生動物のような生息場に依存して生きているものについては、この計測場所がどういう割合で変化していくか、総量の変化も重要ですけども、構成割合の変化というものが重要だというご指摘をいただいて、全体の中でどう変化していくかというものを見たということです。ピンポイントの場所というよりは、色の濃いところで流量の緩そうなところがどれぐらいの面積に変化していくか、あるいは白波が立っているところは流速がある程度あるということは逆に言えますので、どう変化していったかという割合を見るということも主目的の1つとしてやったということです。

(会長) はいわかりました。実際に淵の場合は、その面積よりも、容積と生物量との関係があることが報告されてますのでその辺も十分考慮して調査していただければと思います。

(事業者) ありがとうございます。我々もその点について、専門部会の先生からも御指摘いただきまして、調査に入った範囲では、淵の大きさ幅もそうですけど、水深も重要だということで、淵の水深についても測って確認するということができる範囲で行っていきます。

(会長) よろしくお願ひします。他に委員方何か。お願ひします。

(委員) これはお願いなのですがすけれども、鳥類の調査データをこの審議会にも開示していただきたいというお願ひです。今、ドラフト版を見せていただいているのですが、ずっと調査を続けていただいていると思いますが、例えば沢の一般鳥類の指標種を選定済みと生物多様性部会の方ですかね、選定済みということなんですけど、その指標種もちょっとよくわからないとか、あと猛禽類の調査範囲がどの程度まで行われているのかとか、基本的なこと結構なんですけど、開示できる範囲で結構ですので、もう少し審議会の中にも開示していただければ助かるかなと思います。よろしくお願ひします。

(事業者) 承知いたしました。今まで我々も毎年、年次報告という形でお出ししたりしてきたものがございますけど、これまでの結果を含めまして事後調査報告書として取りまとめてわかりやすくなるように整理しているところではありますので、できる範囲内で開示していきます。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) 委員どうぞ。

(委員) 生物多様性部会で部会長を務めさせていただきましたので少しコメントを差し上げたいと思います。今回その生物多様性部会、実際に20回の部会を開きました。それに先立ちましてそれぞれの回で、1回につき数回の事前打合せ等も行いながらやってきて非常に時間をかけて対話を続けてきたというところがございます。かなり膨大な議論を行いましたので、今日お話いただいたところは本当に概要ですので、今、委員からも指摘がありましたように、本当に様々なデータの蓄積がございますので、それらを皆さんで共有しながら今後、このアセスの枠組みでそれらをしっかり今後のモニタリングもフォローしていくということが必要になってくると思いますので、お願いしたいと思います。それで今回、非常に画期的だと思っているのが、実際、上流域で減水をする可能性があるということを認めていただいているということです。多くの環境影響評価では、軽微であるとか、影響が予測できないとかと結論されることがよくあるのですけれども、一定の減水する可能性が高いということが表明されました。それをフォローするためというか、もちろん代償措置ということで、例えばヤマトイワナの保全ですとかサンショウウオについてしっかり見ていくとかっていうのは言っていたのですが、それだけでは、結局、地域的な減少、絶滅のリスクを完全には払拭できないということからネイチャーポジティブという概念を用いまして、この工場の影響だけではなく、現状の南アルプスの生物多様性もしくは生態系の課題に対してJRが企業として取り組んでいただくということを表明いただいた。このことは日本の開発史上なかったのではないかと思いますので、そのような議論を重ねてきて、今ご報告いただいたところに取りまとまっているということになります。ただこれは、対話完了ということがよくいわれているのですが、あくまでも今後の事業の始まりであるということで、そのネイチャーポジティブ貢献措置というのがうまくいかどうかっていうのを、今後このアセスの審査会でしっかりと見ていくことが必要なのかなというふうに思っているということでございます。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。何かJRさんの方から補足はよろしいですか。

(事業者) ありがとうございます。これは委員からもお話がありましたとおり、ネイチャーポジティブということについては、非常に壮大な取り組みであるということで私も事業者としては、当然最大限の努力をしていくのですけれども結局、この地域でいろいろ研究されている方ですとか、そういう保全の活動されている方ですとか、様々な皆様のお力をお借りして、進めていきたいと思

ますので、その辺また本当にぜひよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

(会長) よろしくお願ひします。それに関して、後ほどちょっとお聞きしようかなと思ったのが1点、今ドラフト版を拝見しているのですが、その中で、例えばこういう事例が起きた場合には一旦工事を止めて専門家の意見を聞くというところが、かなりあちこち出てくるのですが、ある程度、今もう既に水量が減少するとかってということが予想されているところでは、実際にその水量が減少したときに、具体的にどうするかっていうのを事前にある程度フローを決めておかないと、そこからまた専門家にとっても、それこそこれから多分、だいぶ工事の時間も長く掛かるので、変な話この辺、その頃まで内容を理解している専門家が生きてるかわからないですからね。そうするとその時点で、また専門家に1から説明してという、手遅れになると思うのですよ。ですから、ある程度事前にこうなったときには、こういう措置を取るという予測を少し考えられておいた方がいいかなというふうに思います。

(事業者) ありがとうございます。我々も工事中の順応的管理というワークフローを作っているところでございますが、これについて専門部会では、今お話いただいたように代償の流れについても同じように考えていく、そのときに考えるのでは無く、事前に考えながらやっていくことが必要だというご意見いただいています。その中で今行っているものはまず重要種、先ほどのヤマトイワナもそうですけど、取り組んでいきたいと思っています。重要種からは個別にどこで、何が起きたときにどうするかということを考えていかなければいけないということで、専門部会でそういうことをお話させていただいたところですので順次進めていっているところでございまして、それぞれ工事影響が出る前に初動をきちんと取れるようにしておくということが必要だと考えています。

(会長) ぜひよろしくお願ひします。他に何かご意見、ご質問はございますか。委員どうぞ。

(委員) 盛土工事の後の覆土に関連して、のり面緑化等についてドラフト版の方からちょっとお伺ひしたいのですが、日本緑化工学会等で定めている在来種緑化とか郷土種緑化とか非常に画期的というか、あるべきその体系を実現されようとしているので、非常によろしいかと考えます。細かいことなのですが319ページになるのでしょうか、マルチング材を10cmの厚さで敷くということが記述されてますけれども、この中身が重要な部分が出てくるかと思ひます。大体、人工林が対象という場所もありました。針葉樹由来のリグニン等、生長阻害物質がマルチング材の中に含まれている可能性がありますので、その辺はちょっとご留意いただければいいんじゃないでしょうか。10cmの厚さは結構量的には含まれますので、その点ご指摘させていただきたいと思ひます。

(事業者) ご意見ありがとうございます。確かにこの植林も現地の状況に合わせて、きちんとやっていかなくちゃいけないというところで、現在は現地で種子を拾ってまいりまして、それは種子から毎年、苗として育てるところまでは現在やっております。ただこれからが大事になってきますので、それを本当にどうやって植樹をして育てるかということですので、その辺は例えば試験植樹をするなり、そういうこととして皆さんのご意見をいただきながら、現地でやってみて、どういうふう

にできてくるか見ながら、最終的には相当な大きさになりますので、それを検証しながらきちんとやり方を決めた上で進めていきたいと思えます。貴重なご意見、ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) 他はよろしいでしょうか。それでは次に次第の3の今後の対応について、県の方から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは次第の3ということですが、資料の4-1をご覧ください。「リニア中央新幹線整備における今後の対応等」ということでまとめてございます。先ほどの資料1から3の説明にもございましたけれども、専門部会における対話を完了したわけではありますが、リニア工事の着工に向けましては、ここに書いてございます、「①地域住民や関係者への説明」、それから「②法令に基づく手続」が必要になってまいります。まず①の方でありますけれども、JR東海において、地域住民等の皆様に対しまして、これまでの対話結果を踏まえ、今後、講じていく自然環境保全措置の内容等を説明していただくということになってございます。具体的には、そこに書いてございますが、5月26日から6月20日にかけて、オープンハウス形式の説明会を順次開催する予定となっています。この説明会は、大井川流域の8市2町、それから静岡市におきまして各2回、合計22回、それぞれ6時間程度ずつ開催されます。この説明会には県職員も同席をいたしまして、参加される住民の方々にご理解を深めていただき、不安や懸念が解消されるようにしっかりと取り組んでまいります。

その上で、「②法令に基づく手続」、こちらもJR東海においては並行して進めていただく必要がございます。具体的に申し上げますと、まず関係法令ではありますが、工事の実施に必要な河川法や盛土規制法等に基づく許可申請、このような手続を進めていただくとともに、県の環境影響評価条例に基づきまして、専門部会での対話結果を踏まえた事後調査報告書を提出していただく必要がございます。その後、県の自然環境保全条例に基づきまして、JR東海と県が本体工事に係る自然環境保全措置を盛り込みました「自然環境保全協定」を締結することとなり、これをもって着工に至っていく。このような流れになってまいります。

続いて、ページめくっていただきまして資料4-2をご覧ください。先ほど事後調査報告書ですとか、自然環境保全協定について言及をいたしました。その内容について、これまでの経緯を振り返りながら、位置付けをご説明させていただきます。この中で①とか②といった番号を振っておりますので、それに沿ってご説明させていただきます。まず①②に記載のとおり、平成26年の11月にJR東海から事後調査計画書が送付されたわけではありますが、これに対し②のとおり、12月の時点で知事意見を出しています。その中で事後調査については、環境保全連絡会議への参画を通じ、その会議の助言等を踏まえながら、確実に実施するということを求めていたわけではありますが、その結果として、③に掲げているとおり、これまで県の中央新幹線環境保全連絡会議、それからその下にある専門部会というところで対応を行いました。そしてこの3月に、④対応は完了したとい

うことであるわけですが、この結果どういう状況になっているかという点、⑤にありますとおり、事後調査や環境保全措置として着工後に JR 東海が行うべき事項の内容が確定したという状況であります。⑥を見ていただきますと、かつて平成 26 年 11 月に JR から事後調査計画書が出ているわけですが、その内容については見直されて、事実上再検討が加わった状態になっていると整理されるというところがございます。そのため、まさにこれからでありますけれども、⑦に記載のとおり、JR 東海には、これまでの再検討、つまり専門部会での議論を踏まえまして、改めて事後調査計画書を送付していただくこととなります。ただし、県としては、従前からアセス開始後の追加的な調査、予測、評価については、事後調査報告書として取りまとめることを求めていますので、先ほどの事後調査計画書については、本体工事に係る第 1 弾の事後調査報告書と兼ねるという形になってまいります。

この事後調査報告書の内容については、資料の 4-3、次のページをご覧くださいと思います。こちらの構成でありますけれども、第 1 章の事業の概要から始まりまして、第 4 章の順応的管理の方針までといった構成を予定しております。特にこの中の第 2 章の中の 1 番目、環境保全措置の計画、それから 2 番目として事後調査およびモニタリングの計画、それから次の第 3 章のネイチャーポジティブ貢献措置（代償措置）、第 4 章の順応的管理の方針、ここはこれまでの専門部会での対話の結果等が反映される。こういった内容になっていくということでございます。この事後調査報告書は、まさにその本体工事に係る第 1 弾ということで、これから提出していただきますけれども、その上で着工していった後も、定期的に JR 東海において作成をいただき県に送付されるということになりますので、その際には、県の環境影響評価条例に基づいて提出されるということも踏まえまして、後ほどご説明いたしますとおり、この環境影響評価審査会の下におきます中央新幹線部会において、確認をいただくことを考えているところがございます。この点については、後ほど議事の中で改めてご説明させていただきます。

（会長） はい、ありがとうございました。ただいまの今後の対応についてご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ではないようですので次に次第の 4、新たなモニタリング体制について、県の方から説明をお願いします。

（事務局） 続きまして、新たなモニタリング体制ということですが、お手元の資料の 5-1、「着工後のモニタリング体制について」をご覧ください。着工後のモニタリング体制でありますけれども、これまでの専門部会におきましては、科学的・工学的な論点を集中的に議論するため設置をしてきたわけでありますけれども、先ほどの資料 4-2 の中でもご説明いたしましたが、対話の完了をもちまして一定の役割を終えたというところがございます。今後は、本来の県の環境影響評価条例に基づく枠組みの中で、継続的にモニタリングしていくということが重要であると考えてございます。そこでこのお手元の図を御確認ください。具体的に申し上げますと、図の中の左側緑色の点線で囲んだ箇所に記載してございますけれども、県が設置いたします環境影響評価審査会、中央新幹線部会というもの、それから右側の図、赤色の点線で囲んでおりますけれども、国交省が設置いたします「リニア中央新幹線の静岡工区モニタリング会議」というものが連携をいたしまして、中央にオレンジ色の枠で囲んでございますけど、JR 東海による対策の実施状況、これを連携してモニタリング

していくと、こういう体制を構築したいと考えています。さらに具体的な流れでありますけれども、まずは JR 東海さんの方からオレンジの矢印で示すように着工後、モニタリングの結果を定期的にご報告をいただくということになります。静岡県にご報告いただくということになりますし、それ以外にも、異常事象が発生した場合というのは、直ちに報告、相談してもらうということで①という矢印を書いております。さらにこの異常事象につきましては、JR 東海のみならず、この上から下に伸びている紫色の矢印がございますけれども、地域の関係者の皆様が発見するという場合もございます。そういった場合にも、県に連絡していただけるという体制にしたいと思っております。こういった定期的な連絡や異常時の連絡を受けまして、県といたしましては、この緑色の中央新幹線部会において議論をする、そして必要に応じて対策を JR 東海に対して取ってくださいますといった形で意見する、要請するということとなります。それが緑色の②という矢印でございます。県から JR への要請、意見ということになってございます。なお、※印の注釈の 3 に記載をしておりますけれども、この中央新幹線部会には、静岡市にも委員として参画をしていただきます。特に生物多様性につきましては静岡市の委員に、これは市の委員は市の会議体で議論をした上で出席をされるということになると思っておりますけれども、その結果を報告いただくといった形でご参画いただくことを予定しております。それから、左側の上向きの緑色の矢印②、それから中央のコの字型の緑色の矢印③ということで、県から地域の関係者それから県から国に対して伸びる矢印でありますけれども、中央新幹線部会で議論した内容については逐次、地域の関係者や国の方にも報告してまいります。さらにここは重要だと思っておりますが、県の会議体の議論、県の新幹線部会の議論だけでは結論が出ないということがもしあれば、国に対して助言を求めるですとか、あるいは JR 東海に対応について、意見をしたのだけれども、その対応が仮に不十分だったというような場合には、国から JR 東海に対して指導してくださいと、そういうお願いをするということもできるようにしたいと思っております。そのことを緑色の矢印③は、2 行目 3 行目が示しているというところでございます。そういった形で国と連携をしていきたいと考えているところでございます。その JR 東海の助言指導をお願いします国に要請をした上、国がモニタリング会議の中で議論をしまして、必要に応じて JR 東海に助言、指導するというので、④で、国から JR 東海に伸びる矢印を書かせていただいているところがございます。このように国にもしっかりと関与していただくというような形にしたいと思っており、県、JR 東海、国が、それぞれの役割を果たし、リニア工事に係る影響の把握や対策を確認していくことで、実効性のある体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして資料 5-2 をご覧ください。細かいもので恐縮なのですけれども、改めまして、この環境影響評価審査会の中に部会を置いていくということについての、法令的な整理を示させていただきます。県の環境影響評価条例の第 44 条第 2 項におきましては、事後調査計画書について、知事は、この環境影響評価審査会の意見を聴くことができるとされてございます。それから事後調査報告書につきましても次の 45 条の第 6 項、これも下線を引いておりますが、知事は、環境影響評価審査会の意見を聴くことができるとされております。そのため、資料 4-2 や 4-3 の説明でも述べましたとおり、今後モニタリングを行っていくにあたり、事後調査報告書の確認等を行うということになるわけですが、その確認は、この条例の規定に基づきまして、環境影響評価審査会にご相談させていただくのが本来の制度に則った対応だと考えますので、今後、本審査会にご相談をさせていただければと思っております。ただし、具体的な体制といたしましては、この資料 5-2 の一番下

にございます環境影響評価条例の施行規則第 45 条におきまして、審査会を置くことができるとされておりますので、今後の議論について、機動性を確保しながら専門性も担保していくということで、新たに、中央新幹線部会を設置をして、相談していく体制にできればと考えているところでございます。その部会の構成員となる委員や特別委員、それから部会の設置規程等の詳細につきましては、今後、選定や制定を進めてまいりたいと考えているところでございます。説明としては以上になります。

(会長) はい、ありがとうございました。今の新たなモニタリング体制につきまして、ご意見ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。1 点すみません。私の方から今ご説明されたこの環境影響評価審査会というものの下に部会を置くわけですけれども、この 44 条、45 条に書いてあるところでは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聞くことができるというふうになってますよね、そうしたときに例えばその指示とか、実際にはその県の該当する局だと思えますけれども、そこが、この評価審査会に直接聞くのか、それともその部会に直接行くのか、そのルートはどういうふうになるんでしょうか。

(事務局) その詳細については、規定を整理している段階ではあるのですが、基本的には、中央新幹線部会の方に直接諮るという形にできないかと思っております。この辺は、また関係者の皆様と相談しながら決めていくことだと思っております。

(会長) はい、ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは本日の議題は全て終了いたしましたので事務局に進行をお返しいたします。

3 閉会

(事務局) 秋山会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりにご参加いただき誠にありがとうございました。

なお、今後、本体工事着手前の事後調査報告書が提出された際には、委員の皆様にご意見を伺うこととなります。お手数をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和 8 年度 第 1 回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。ありがとうございました。